

福生市ソフトボール連盟規約

(名 称)

第 1 条 本連盟は、福生市ソフトボール連盟と称する。

(組 織)

第 2 条 本連盟は、加盟登録チームで組織する。

(事 務 所)

第 3 条 本連盟の、事務所を、理事長宅に置く。

(目 的)

第 4 条 本連盟は、ソフトボールの普及発展と健康を増進し、楽しいスポーツの実践をはかることを、目的とする。

(事 業)

第 5 条 本連盟は、前条の目的達成のため、次の事業を行なう。

1. ソフトボール大会の開催と協力。
2. ソフトボールの実施指導。
3. 普及発展のための技術の研究指導。
4. その他必要と認めた事項

(役 員)

第 6 条 本連盟に、次の役員を置く。

会長 1、副会長（若干名）、理事長 1、副理事長（若干名）、各部部長 1、次長、主任（若干名）、書記 1、審判長 1、副審判長(若干名)、理事（各チームから 1）、会計監事 2、顧問（若干名）。

第 7 条 会長、副会長は、理事会で推挙する。

会長は、本連盟を代表して、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 8 条 本連盟の役員は、理事会において選出する。

1. 理事長は、理事会を召集し、会務を執行する。
理事長に事故あるときは、副理事長が会務を代行する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、事務局、運営部、審判部、会計部の部長を兼務することができる。職務は別紙に記載する。
3. 会計は、連盟の会計事務を行なう。
4. 次長、主任は部長を補佐し、各部の業務を行なう。
5. 審判長は、審判部長を副審判長は審判長を補佐し、業務を行なう。

第 9 条 会計監事は、理事会で選出し、本連盟の財務を監査する。

(任 期)

第10条 役員の任期は2ケ年とする。 但し、再任を妨げない。

1. 役員が欠けたときは、補充する。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 役員はその任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行なう。

(会 議)

第11条 全ての会議は、当該役員の2分の1以上の出席を必要とし、欠席する役員は委任状をもって、出席に代えることができる。 但し、委任状は議決権を有しない。

第12条 会議の議事は、出席者の過半数の同意を得て決定する。

(総 会)

第13条 総会は、役員、理事、評議員をもって構成する。

1. 総会は年1回以上会長が召集する。
2. 連盟登録チームは、評議員を3名以内選出する。 但し、理事は評議員を兼ねない。
3. 総会は、評議員の2分の1以上の出席により成立する。 但し、委任状をもって出席に代えることができる。
4. 総会の議事は、出席者の過半数がこれを決し、可否同数の場合は議長が決する。

(加盟・登録)

第14条 各チームは、新年度発足までに本連盟に加盟登録されなければならない。

選手の変更登録は、4月末日迄認める。 以後の大会中は認めない。

なお、選手追加登録は随時認める。ただし、登録は試合当日の試合前とする。

加盟登録または、選手の変更及び追加登録については、別に定める。

(会 計)

第15条 本連盟の経費は、加盟登録金、寄付金、その他収入による。

加盟登録金については、内規で定める。

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 本規約の改正は、理事会がこれを行ない、総会に報告する。

第18条 本規約は、昭和47年10月13日から効力を発する。

(昭和59年4月1日改正施行)

(平成10年4月1日改正施行)

(平成15年4月1日改正施行)

福生市ソフトボール連盟大会要綱

1. 参加資格 福生市に在住、在勤する者、及び連盟が相当と認めた者で、本連盟にあらかじめ登録された者とする。
但し、連盟は18歳未満の参加者については一切責任を負わない。
2. 競技方法 リーグ戦方式を採用する。
 - : 試合（1部）は7回戦、80分とし、70分を過ぎて新しいイニングに入らない。その他は7回戦、70分とし、60分を過ぎて新しいイニングに入らない。但し、3回終了10点、5回終了以降7点以上の得点差があった場合はコールドゲームとする。
 - : 降雨又は日没等の為、試合続行不可能の場合は、規程の時間が経過していないか、5回を終了していない時は不成立となる。
 - : 試合終了時に同点の場合は引き分けとする。但し、時間内の場合はタイブレーカー方式を採用する。
3. 試合ルール 当該年の日本ソフトボール協会競技規則による。
4. 試合ボール 検定3号球とする。試合球は本部で用意する。
5. ベース オフィシャルルールに基づいて、固定ベースとする。
6. 到着報告 (1) 出場チームは、試合開始予定時刻の60分前までに球場に集合し、連盟本部にその旨を報告するとともに、メンバー表を4部提出提出する。
(2) 試合開始30分前になっても、報告がない場合は、不戦敗とする。
(3) 代表者会議に欠席した時は、出場辞退として取り扱う。
7. その他 (1) 試合服装は、チーム全員同じユニフォームを着用することが望ましい。
(2) ユニフォームには、必ずユニホームナンバー（背中、胸下）を付けること。（監督30、主将10、コーチ31、32）
(3) ベンチは、組合せの若い番号を1塁側とする。
(4) 捕手は、必ずマスク、プロテクターを付けること。
打者、次打者及び走者は、ヘルメットを着用すること。
(5) ベンチには、大会に登録された者以外の者は、原則として入ることが出来ない。
(6) ベンチ内の飲酒、喫煙は厳禁する。
選手は腕時計等外しておくこと。

- (7) 場外のファールボールは、ベンチ側で処理する。
- (8) 試合中生じた紛争の解決は、その担当の審判員が全て処理する。
但し、処理困難と判断した時は、審判長、大会本部と協議して
決定し、その決定は、最終的なものとする。
- (9) 抗議は、監督もしくは監督にかわるもの以外は認めない。
- (10) 相手チームに対して、暴言をはいたり、愚弄するような野次は
厳禁する。この様な行為があつた場合は、直ちに退場させる。
- (11) 競技中の事故については、応急処置は本部において行うが、以降
の責任を負わない。

8. 審判員 当連盟は、責任審判制をもって大会運営する。

9. 参加費 10,000 円

リーグ戦規程・年度入替 規 程 及 び 勝 点 規 程

[リーグ戦]

リーグ戦の区分は、1部、2部、3部に分け、各部のチーム数は参加チームにより考慮する。

各部とも前年度の成績を基準にして順位を決め総当り制とする。

[リーグ戦順位の決定]

- 順位の決定は、
1. 勝点制とし、勝点の多い方を上位とする。
 2. 同勝点の場合は対戦勝者を上位とする。
 3. 同勝点で対戦引分けの場合は失点の少ない方を上位とする。

[年度入替え]

各部の年度入替えは、その年度の年間成績順位により、

1部下位2チームと2部上位2チーム

2部下位2チームと3部上位2チームが、それぞれ自動的に入替わる。

[勝 点]

	勝（含不戦勝）	分	負	不戦敗
通 常	2	1	0	－1

対外各種大会出場チーム規程

1. 東京都各種大会

男子、女子チームとも、原則として選抜チームを出場させるが、連盟大会の状況に応じて、役員会で協議の上、出場チームを選定する。

2. 西多摩大会、その他連盟が必要と認めた大会等についても、東京都大会に順ずる。

3. 選手の補強については、当該チームの監督が行なうものとする。

選抜チームの選手については、役員会が指名した監督と、役員で選考編成し、理事会に報告する。

4. 出場チームは、最終成績を連盟事務局に、必ず報告すること。

5. 大会参加に関する費用は、参加費及び連盟が必要と認めたもの（都民大会、行政圏大会）以外は当該チームの負担とする。

福生市ソフトボール連盟賞罰規程

賞 罰 賞罰委員会を設置し、調査検討の結果を理事会に諮り、最終決定とする。
但し、表彰及び緊急を要する事項に関しては、委員会で決し理事会に報告する。

賞罰委員会のメンバーは、会長、副会長、理事長、副理事長、書記、審判長及び理事代表（各部２名）とする。

表 彰 表彰は、表彰状、感謝状とする。

表彰基準 １．団体(チーム) 各種大会において優秀な成績を収め、福生市ソフトボール連盟の名声を内外に掲げたチーム又は上記に準ずる功績を認められたチーム。

２．個 人 永年ソフトボールの普及に努めその功績が大であり、連盟発展に寄与したもの、又連盟役員として、連続して２期（理事４年）以上その任務を全うしたもの。
連盟の公式戦及び上部団体の大会において、格別な貢献が有ったと認められたもの、又は、上記に準ずる功績があったもの。

賞 罰 賞罰は、警告、一時資格停止、除名とする。

賞罰基準 １．団体(チーム) 各種大会及び会議等において、なすべき義務の不履行により、連盟の運営上著しく支障をもたらせたチーム。

- １．大会初日の開会式不参加
- ２．ライン引き、ボールボーイ
- ３．責任審判（１名）
- ４．無届棄権、各種会議等の無届欠席
- ５．連盟が参加する諸行事への参加

２．個 人 各種大会及び会議等において、連盟の品位を著しく傷つけ当連盟の秩序を乱したもの。又は、上記に準ずる行為のあったもの。

付 則 この規程の改廃は、理事会で行ない、総会に報告する。
この規程は、昭和５８年１月３０日より効力を発する。
(平成１５年４月１日改正施行)

福生市ソフトボール連盟慶弔規程

第一条 本規程は、福生市ソフトボール連盟の慶弔に関する範囲及び金額についての必要事項を定めることを目的とする。

第二条 前条の対象となる範囲は、連盟規約第六条に基づく役員及び三役会で必要と認めたものを基本とする。

二項 弔慰については本人、配偶者及び同居の両親とする。

三項 傷病見舞金については、疾病のため1ヶ月以上入院されたとき。
ただし、本人がソフトボールに起因する場合。

第三条 第二条に定める慶弔金の区分は、次の通りとする。

1. 祝 金 10,000円
2. 香 典（本 人）10,000円
 〃（本人以外） 5,000円
3. 傷病見舞金 5,000円
 （他に必要に応じて弔慰を表すことが出来る）

第四条 連盟事務局への届出を必要とする。

付 則 この規程の改廃は、理事会で行ない、総会に報告する。
この規程は、平成15年4月1日より効力を発する。